

令和7年度第1回半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会議事録

開催日時	令和7年7月24日（木）	14時00分～16時00分
開催場所	半田市役所4階 庁議室	
会議次第	1. 委嘱状伝達式 2. 副市長あいさつ 3. 自己紹介 4. 会長・副会長選出 5. 会長あいさつ 6. 議事 （1）半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会について ① 設置根拠及び目的について ② 令和7・8年度協議会組織について （2）高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について ① 報告事項 令和6年度高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について 令和6年度障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について ② 協議事項 令和7年度活動計画について （3）障がい者差別に関する協議について ① 報告事項 令和6年度障がい者差別に関する相談について ② 協議事項 令和7年度障がい者差別に関する活動計画について	
出席委員 (欠席委員)	新美 親紀、栗田 友紀、家田 かな子、中井 亜由美、山田 信義、 吉田 公孝、山崎 千佳、今井 友乃、杉江 徳長、小林 徹 （湯原 悦子）、（小川 純一） ※委員名簿順（敬称略）	
事務局	高齢介護課：木村、茶谷、岩本(秀)、岩本(美)、田中、中澤 地域福祉課：山本、村上、中川、天野、岡田 半田市包括支援センター：山本 半田市南部包括支援センター 瑞光の里：目次 半田市障がい者相談支援センター：加藤	

議 事 録

○開会行事

- ・資料確認、欠席者報告、会議成立報告

1. 委嘱状伝達式

2. 副市長あいさつ

(副市長) 皆様、改めましてこんにちは。

ただいまご紹介いただきました半田市の副市長、山本卓美と申します。本来ですと、市長が出席してご挨拶をさせていただくべきところですが、別の公務があるため今回は私が代わってご挨拶申し上げます。市長から挨拶文を預かっておりますので皆様にお伝えさせていただきます。本日はご多忙の中、また本当に暑い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、この度は、半田市高齢者障がい者虐待防止連絡協議会の委員をお引き受けいただきまして、心より御礼申し上げます。

さて、高齢者や障がい者に対する虐待は年々進化・深刻化しております。虐待が起きる背景には、虐待者と被虐待者の関係の他、複雑な家族関係や生活資金の不足など、根深い要因が絡んでおります。

残念ながら本市におきましても、昨年度は高齢者と障がい者を合わせて60件の虐待事例の報告を受けているところであります。

本日は、虐待発生防止の体制づくりについて、

委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと存じます。

虐待は人の尊厳を侵す重大な問題であり、高齢者や障がい者を含む誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に努めてまいりますので、委員の皆様には引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げて、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 自己紹介

委員、事務局が順番に自己紹介

4. 会長・副会長選出

設置要綱第5条の規定に基づき、推薦により会長に今井委員、副会長に小林委員を選出

5. 会長あいさつ

(会長) 半田市は、他の市と比べて会議などを先んじて行っていますが、昔を振り返ると、研修等がなかなか開催できず、年度の終わりになってどうすべきかを考えさせられたことを覚えています。しかし、最近では、毎年定例的に実施することができるようになっています。虐待が他の市町に比べて早く報告されるようになったのも半田市ですが、その背景には、各関係者が細かい部分まで丁寧に関わる努力が影響していると感じています。知多半島では、ようやく全ての市で虐待に関する会議が開かれるようになりました。会議を通じて、みなさんの意識が虐待や権利擁護に向かうことが重要です。

また、長年会長を務めてきた中で嬉しく思うのは、委員の席に女性が増えてきたことです。

これにより、平等な意見が幅広く聞ける状況が整いつつあると感じています。短い時間ですが、今日もいい話し合いができることを願っています。皆様よろしくお願いいたします。

6. 議事

(1) 半田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会について

①設置根拠及び目的について

②令和7・8年度協議会組織について

事務局から説明【資料1】 【資料2-1、2-2】

(委 員) 虐待対応後の見守りについて、これは具体的には何をすればよいのか。

(事務局) 虐待のケースがあった場合に市役所から主治医の先生等にこちらから問い合わせる場合があるのでその時に対応していただきたいです。

(2) 高齢者・障がい者虐待防止に関する協議について

①報告事項

令和6年度高齢者虐待の実態及び虐待相談報告について

事務局から説明【資料3】

(委 員) 虐待後に分離をしなかったケースで、うまくいった例はあるか。

(事務局) はい、介護サービスを調整し、介護者の負担を軽減することで、介護者のストレスが減り、結果として虐待がなくなった事例がありました。

(委 員) 前回の協議会の際に令和6年4月～12月までの報告があったが、そこから3か月で13件虐待の認定が増えた。短期間で多くの認定があった原因はあるのか。

(事務局) はっきりとした原因は不明ですが、警察からの通報が多かったです。

(会 長) 1月から3月にかけて警察からの通報件数が多くなった理由として考えられることはあるか。

(委 員) お正月等に家族で集まってお酒を飲む機会が増えるため、気が緩んで虐待につながってしまう可能性があると考えられる。

(委 員) 同施設の3名の職員が複数の入居者に対して虐待をしたケースがあったが、職員は共謀して虐待をしていたのか。

(事務局) 共謀してはいません。同施設で同時期に3名の職員が虐待をしていました。現在、3名の職員は退職をしています。

(委 員) このケースは誰からの通報で判明したのか。

(事務局) 施設従事者の友人です。

(委 員) この施設に対して指導をしたのか。

(事務局) はい、研修を実施するよう指導しました。

令和6年度障がい者虐待の実態及び虐待相談報告について

事務局から説明【資料4】

(委 員) 虐待の有無の欄にて「聞き取りを実施した結果、虐待に当たる事実が確認できなかった」とあるが、虐待通報後にはどのように聞き取りを

するのか。

- (事務局) 本人や養護者、職員等から聞き取りを行います。
聞き取り内容としては虐待の起こった日時、虐待された部位等、基本情報はすべて聞き取ります。
また施設の場合、監視カメラの確認を行い虐待行為があったかどうかをチェックします。
- (委員) 施設職員が虐待の理解を深めるための虐待事例集のようなものはあるか。
- (事務局) 事例集はないが、事業所で研修を行う際にはある程度事例を紹介しています。虐待と虐待ではない行為に線引きをするのは難しく、危険でもあるのでケースバイケースで気を付けてもらうように指導しています。
- (委員) 研修を受けていない方のためにも明らかな虐待事例を掲載したようなものがあってもよいのではないか。
- (事務局) こちらとしても考える必要があると思うので検討します。
- (委員) 分離したケース5件のうち、障がいサービス利用が4件ということだが、利用した施設は本人がもともと使っていた施設なのか。それとも、全く利用したことのない施設なのか。
- (事務局) どちらもあります。
- (委員) 施設内において虐待の認定がなされたときの事業者側はその事実をどの程度理解し、受け入れることができるか、実態としてはどのような印象があるか。
- (事務局) すべてが理解してもらえるケースばかりではないです。
「こんなことまで指導されるのか。」という発言は一部ありますので丁寧に説明をし、改善計画を提出していただいています。
- (委員) 性的虐待について、前回の報告の際には令和6年12月31日時点で1件報告されているが、今回は0件となっている。どちらが正しいか。
- (事務局) 今回の報告が正しいです。失礼いたしました。
- (委員) 0件で好ましいことだが、逆に掘り起こしも難しいので注意してもらいたい。
- (委員) 虐待をしている方が「あなただけに言うけれど、時々手が出てしまう。」と打ち明けた場合、その言葉を聞いた人は市へ通報した方が良いのではと思うはず。しかし、もし通報したことが知られたらどうしようとも考えると思われる。
そういう方から相談を受けたことはあるか。
その時にどんな対処をしているか。
- (事務局) 守秘義務により、通報者が誰かというのは全く明かさずに聞き取りをしていきます。
しかし、通報の内容によっては、通報者が推測できるケースがあるのでそういう場合は関係機関内で通報者が特定されないような対応方法について話し合います。

②協議事項

令和7年度活動計画について
事務局から説明【資料5】

- (委 員) 研修を開催したときには録画をしているのか。
- (事務局) 高齢分野ではグループワークを取り入れているため、講師から「録画はやめてほしい」との要望があり録画はしていません。障がい分野では録画をしており、研修当日は管理者の方が参加し、後日職員全員に映像を見てもらうようにしています。
- (委 員) 講演であれば録画したデータをアーカイブとして保存し、YouTube 等で配信することを検討してほしい。教育資材として職員の研修に役立てることができ、介護職員の定着につながる。

(3) 障がい者差別に関する協議について

①報告事項

令和6年度障がい者差別に関する相談について

事務局から説明【資料6】

- (委 員) 障害者差別解消法が民間事業者でも義務化されたが、それでも障がい者差別に関する相談件数は0件だったのか。
- (事務局) はい。民間事業者からの相談も含めて0件でした。

②協議事項

令和7年度障がい者差別に関する活動計画について

事務局から説明【資料7】

質問等はなし

- (会 長) 最後に全体を通して何か質問や意見等はあるか。
- (委 員) 警察からの通報があったケースについては、市から警察にどのような対応をしたのかをフィードバックしてほしい。これは、万が一再発があった際にスムーズに対応するために重要なので、お願いしたい。
- (事務局) 情報共有をしていきます。

- (会 長) 本日の議事はすべて終了しました。ありがとうございました。
- (事務局) 次回の会議日程ですが令和8年1月29日の午後2時からこちらの庁議室で開催いたします。
皆様から頂いた貴重なご意見につきましては、今後の対応に活かしていきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
本日は誠にありがとうございました。

(以上)